

令和6年度 介護保険事業者説明会（集団指導）

介護予防通所サービスにおける 短時間利用の区分新設

01

概要

- ・ 現在、介護予防通所サービスは、1日利用であっても短時間の利用であっても同じ料金単価です。
- ・ サービス内容に応じた利用者負担を目的として、**利用時間が3時間未満**の利用者について、料金単価を新設します。
- ・ **2025(令和7)年4月1日** 施行

02

報酬単位

- 改正後は、下記の料金単価となります。

	区分	対象者（利用者）	報酬単価	利用者負担月額 （1割負担を想定）
現行	—	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）	1,798	1,896円
		要支援2（週2回程度）	3,621	3,817円
改正後	3時間以上	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）	1,798	1,896円
		要支援2（週2回程度）	3,621	3,817円
	3時間未満	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）	1,528	1,611円（△285円）
		要支援2（週2回程度）	3,078	3,245円（△572円）

02

報酬単位

- ・利用時間が3時間未満の利用者について、下記のサービスコードとなります。

	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)
サービスコード	A6 1311・1411※要支援2のみ	A6 1312
サービス内容略称	通所型独自サービス/311・411	通所型独自サービス/312
単位数	1,528単位	3,078単位
算定単位	1月につき (包括報酬)	1月につき (包括報酬)
その他	・予防給付の基準を基本 ・各種加算・減算は適用 ・送迎なしの場合は送迎減算を適用	・予防給付の基準を基本 ・各種加算・減算は適用 ・送迎なしの場合は送迎減算を適用

03

その他

- ・事業所説明会動画・質問回答は神戸市ホームページに掲載しています。

- ・書類負担軽減として、「介護予防通所サービスに関する目標設定・実績評価レポート」について、今年度（2024年度）提出分をもって廃止します。

- ・短時間の利用とするためだけに新たにケアプランを立て直す必要はありません。ケアプラン更新時に随時ケアプランに記載してください。

記入例）「介護予防通所サービス（時間短縮型）」